

◆税理士による無料税務相談所

とき 2月16日(月)～2月20日(金)

午前9時30分～正午

午後1時～4時

ところ 市役所4階会議室

※e・Taxによる申告相談を行っている。利用者認識番号、暗証番号がわかるときは持参してください。

対象となる方

- ① 給与所得者および年金受給者の方
- ② 前年分の所得金額(青色申告特別控除前または事業専従者控除前)が300万円以下の方
- ③ 消費税課税事業者である場合は、基準期間(平成24年分)の課税売上高が3,000万円以下で、かつ②に該当する方

◆次の方は刈谷税務署で申告してください。

所得税の確定申告の義務のある方で次の方は、出張受付会場および市役所の会場では申告受付ができません。直接、刈谷税務署で申告してください。

① 営業など・農業・不動産・株の譲渡・譲渡所得・過年度分申告のある方(確定申告書のB様式の方)

② 「住宅借入金等特別控除」を受ける方(平成26年中に入居され、今回初めて「住宅借入金等特別控除」の申告をする方)

③ 個人事業者の消費税および地方消費税を申告する方

④ 平成26年中に贈与を受けた方

◆確定申告をする外国人の方へ

確定申告を行う外国人の方のために申告方法などをホームページに掲載しています。(英語、ポルトガル語、スペイン語が用意してあります。)

<http://www.nta.go.jp/aagoya/>

◆個人住民税における寄附金控除の拡大

これまでの税額控除の対象に加え、所得税法上の認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金のうち、都道府県・市区町村が条例で個別指定した寄附金が追加されました。

この条例で個別に指定された認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金は、住民税の控除の対象となりますが、所得税の控除対象ではないため、住民税の税額控除を受ける場合は、確定申告とは別に高浜市への申告が必要となります。

詳しくは、寄附先の団体や市役所に問い合わせてください。



要介護認定を受けている方の障害者控除

確定申告をする本人または扶養家族が「障害者(特別障害者)」に該当する場合、「障害者控除」として一定金額を所得から差し引くことができます。

この控除のための証明書として「身体障害者手帳」「療育手帳」などが必要です。

また、これらを持っていない方で、平成26年12月31日現在、要介護認定を受けている場合は、「障害者控除対象者認定書」により控除を受けることができますので、介護保険・障がいグループで書類の交付を受けてください。

なお、認定を受けている方の状態により証明書を発行できない場合もありますので、希望する方は事前に問い合わせてください。

おむつ使用に係る費用の医療費控除

確定申告で、おむつ代が医療費控除の対象として認められるためには、毎年申告の際に、寝たきり状態であること、および治療上おむつの使用が必要であることにつ

いて、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。

ただし、おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降であり、要介護認定を受けている方については、医師が発行する「おむつ使用証明書」がなくても「市が介護保険法に基づく要介護認定に係る主治医意見書の内容を確認した書類」により、寝たきり状態であることおよび尿失禁の発生の可能性があることが確認できれば、おむつ代が医療費控除の対象として認められます。

該当する方は、介護保険・障がいグループで書類の交付を受けてください。

なお、「介護保険主治医意見書」から該当項目を確認できない場合は、今までもおりの取扱いとなりますので、希望する方は事前に問い合わせてください。

* * *

問合せ先
いきいき広場内介護保険・障がいグループ
☎521-9871

